多面的機能支払交付金事業

事業のポイント



多面的機能支払交付金事業とは、

地域の共同活動を支援し、農用地や水路、農道など を適切に保全管理する目的で創設された助成制度



事業のポイント

- ◆活動組織内の合意形成
- ◆事業趣旨に沿った活動計画
- ◆ 適正な執行(ルールの遵守)
- ◆ 活動内容等の証明

〈事業のポイント〉

1 活動組織内の合意形成

地域の共同活動

↳ 活動は、構成員の総意のもとで

- ・不透明な運営は、不正やトラブルの原因に…
- ・最悪の場合、交付金の返還になる場合も…



合意形成の3つのポイント [活動の手引き p 9]

- ◆ 活動内容について、毎年度話し合う (規約、総会等)
- ◆ 話合いの記録を作る(総会議事録、会議メモ等)
- ◆ 決まった内容は書面で全員にお知らせ (配布、回覧)
 - *詳細は農水省HP掲載の「円滑な組織運営のためのポイント」参照

2 事業趣旨に沿った活動計画①

事業趣旨

<u>地域共同</u>による<u>地域資源</u>(農用地及び水路等の施設) の保全管理活動と<u>質的向上</u>を図る活動の支援



事業趣旨と異なる活動は対象外 [活動の手引き p 27]

・農業者の営農活動

・関連のない経費

・他団体への寄付

- ・他事業の地元負担
- ・国や自治体が管理する道路や河川の維持管理
- (・活動組織設立以前の活動)

〈事業のポイント〉

2 事業趣旨に沿った活動計画②

事業趣旨を踏まえた「活動計画書」を策定*・申請し、 計画に位置づけた活動に取り組むことが基本

- ◆ 活動期間(原則5年間)
- ◆ 活動対象 (認定農用地及び農業用施設)
- ◆ 活動内容 【活動の手引き p 13~17】

※留意事項

- ①活動の範囲【実施要領第1の2の(3)】 活動計画に定めれば、農地維持支払交付金のみの交付を受ける 組織でも、農地維持活動に加えて資源向上活動の実施が可能
- ②変更の申請・届出【活動の手引き p 8】 活動計画書の内容を変更する場合は、手続きが必要

3 適正な執行(ルールの遵守)

交付金(負担割合:国50%、都道府県25%、市町村25%)

- ◆ 活動の内容や成果、交付金の使用実績等を、 対外的に説明する「義務」と「責任」を負う
- ◆ ルールに則った公正な活動が求められる
 - ・実施要綱、実施要領、県基本方針に沿った活動
 - ・各市町村の規則に準拠した手続き

(外注・購入先の業者決定方法、備品及び財産の管理)



目的外や不適切な支出があった場合、要件を満たさない場合は、 交付金を返還

4 活動内容等の証明

地域の共同活動の支援

計画した活動の確実かつ適切な実施の証明が必要



- ◆ 活動実施の証明 (活動の手引き p 35)
 - ・作業日報・活動記録
 - ・活動状況写真等の証拠書類 等
- ◆ 活動内容、支出等の妥当性の証明
 - · 点検記録 · 機能診断結果記録表
 - ・金銭出納簿及び領収書整理帳
 - ・総会資料 (事業報告・計画、収支決算・予算等) **等**

中山間地域等直接支払制度との違い

制度名	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
目的	地域資源の保全管理のための 地域の共同 <mark>活動の支援</mark>	生産条件不利地域の <mark>所得補償</mark>
使途	上記目的の活動に係る経費 (必ず活動の実施と内容の) 確認が必要	個人配分、共同取組経費等 (集落協定締結集落(団体)) の決めにより柔軟に使える)
両制度 併用の 場合	 共同活動(水路・農道等の管理活動)の実施は、多面的機能支払を優先する。(中山間直払の実績としても認められる。) 両制度の重複面積を活動計画に明記する。 両制度の経理は、別組織として区分する。 	